

社援発 0726 第 3 号
令和 4 年 7 月 26 日

都道府県知事
各 市長 殿
特別区長
福祉事務所を設置する町村の長

厚生労働省社会・援護局長
(公 印 省 略)

「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）

今般、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう配慮されたい。

○「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第11 （略）</p> <p>第12 訪問調査等</p> <p>1 訪問調査</p> <p>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問 (略)</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問に係る基本的な取扱い</p>	<p style="text-align: right;">社発第246号 昭和38年4月1日</p> <p>各 都道府県知事 殿 指定都市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省社会局長</p> <p style="text-align: center;">生活保護法による保護の実施要領について</p> <p>標記については、保護基準の第19次改正に伴い、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達の一部が改正され、本日別途通知されたところであるが、これに伴い昭和36年4月1日社発第188号本職通達についてもこれを全面改正して、新たに次のとおり定めることとしたから、了知のうえ、その取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通達中「保護の基準」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月厚生省告示第158号）をいい、また「次官通達」とは、昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通達をいう。</p> <p>おって今回の全面改正の要旨は、別添のとおりである。</p> <p>また、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準であることを申し添える。</p> <p>第1～第11 （略）</p> <p>第12 訪問調査等</p> <p>1 訪問調査</p> <p>要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として、世帯の状況に応じ、訪問を行うこと。訪問の実施にあたっては、訪問時の訪問調査目的を明確にし、それを踏まえ、年間訪問計画を策定のうえ行うこと。なお、世帯の状況に変化があると認められる等訪問計画以外に訪問することが必要である場合には、随時に訪問を行うこと。また、訪問計画は被保護者の状況の変化等に応じ見直すこと。</p> <p>(1) 申請時等の訪問 (略)</p> <p>(2) 訪問計画に基づく訪問 訪問計画は、次に掲げる頻度に留意し策定すること。</p> <p>ア 家庭訪問</p>

改正後	現行
<p>世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p> <p><u>イ 関係機関との連携等を活用した場合の取扱い</u></p> <p><u>次の（ア）から（ウ）のいずれかに掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に掲げる事項の実施を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p><u>（ア）個別支援プログラムの活用</u> <u>被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との情報共有により必要な状況確認ができる場合には、その報告や情報共有</u></p> <p><u>（イ）法定事業の活用</u> <u>被保護者本人からの被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業への参加状況の報告及び被保護者就労支援事業、被保護者健康管理支援事業を実施する関係機関等との情報共有において当該事業を実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や情報共有</u></p> <p><u>（ウ）支援関係者が参集する会議体の活用</u> <u>当該被保護者を支援対象者として、個別支援計画を作成等する際に関係者が集まった会議体に担当現業員が参加する場合には、その場における該当世帯の生活実態に係る情報共有</u></p> <p><u>また、（ア）から（ウ）のいずれかに掲げる場合にあって、さらに次の a 又は b のいずれかの要件を満たす高齢者世帯については、（ア）から（ウ）に掲げる事項の実施を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p>なお、被保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p><u>a 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。</u></p> <p><u>b 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。</u></p> <p><u>ウ 「関係機関との連携等を活用した場合の取扱い」の留意事項等について</u></p>	<p>世帯の状況に応じて必要な回数を訪問することとし、少なくとも1年に2回以上訪問すること。</p> <p>ただし、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等を利用しており、施設管理者等により日常的に生活実態が把握され、その状況が福祉事務所に報告されている世帯については、入院入所者と同様に1年に1回以上訪問することとして差し支えない。</p> <p><u>また、被保護者本人からの（平成17年3月31日付け社援発第0331003号厚生労働省社会・援護局長通知に定めるところによる）個別支援プログラムへの参加状況の報告及び個別支援プログラムを実施する関係機関等との連絡により必要な状況確認ができる場合には、その報告や連絡を3回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p><u>この個別支援プログラムを活用する場合にあって、次の要件をすべて満たす高齢者世帯については、その報告や連絡を2回目以上の家庭訪問とみなすこととして差し支えない。</u></p> <p>なお、被保護者から相談の求めがあった場合等には必要に応じて訪問を行うこととし、常日頃から被保護者との信頼関係の構築に努めること。</p> <p><u>（ア） 自己の能力によって家計管理や服薬等の健康管理等が行われており、日常生活に支障がない。</u></p> <p><u>（イ） 配食サービス等を活用した見守り支援や安否確認が定期的に行われており、緊急時に関係者との連絡調整が可能な体制が整っている。</u></p>

改正後	現行
<p>上記イの取扱いにあたっては、次の点に留意されたい。</p> <p>(ア) 関係機関との連携等を活用した場合の取扱いについては、福祉事務所以外の他機関との連携によって、それらの機関が有する専門性を統合し支援に活用されることが望ましく、現業員が専門性を活かして向き合うべき本来の現業員の業務に充てられる時間を確保しやすくなることによって、生活保護における支援の質を高めることができるとともに、結果的に現業員の業務負担軽減にもつながることが期待されるものであること。</p> <p>(イ) 家庭訪問とみなすことができるのは、情報共有等により必要な状況確認ができる場合に限られる。福祉事務所において、状況確認が十分にできないと判断される場合には、家庭訪問とみなすことはできないこと。</p> <p>(ウ) 情報共有等により必要な状況が確認できていたとしても、福祉事務所において、対面による助言・指導等のために訪問が必要と判断した場合においては、適切に訪問を行うこと。</p> <p>(エ) 上記イの要件を満たす場合に一律機械的に家庭訪問とみなすべきものではなく、地域の実情等を踏まえつつ、各福祉事務所において必要十分な訪問調査を実施すること。</p> <p>(オ) 関係機関との連携にあたっては、個人情報保護法等の趣旨に鑑み、被保護者の個人情報の取扱いに留意が必要であること。</p> <p><u>エ</u> 入院入所者訪問の取扱い (略)</p> <p>(3) 臨時訪問 (略)</p> <p>2～5 (略) 第13 (略)</p>	<p><u>イ</u> 入院入所者訪問 (略)</p> <p>(3) 臨時訪問 (略)</p> <p>2～5 (略) 第13 (略)</p>